

令和5年 第11回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年11月27日 午後1時57分から午後2時53分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	小川 邦雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主任	赤澤 結
主任	藤野 泰弘	主事	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第11回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 齊藤 貴作 委員 小島 保

11. 議決事項及び議事の要領

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は島田の吉田町、外5筆です。地目は田で地積は合計で2,094㎡です。

譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業にも従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れもないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番案件の所在地は片柳の正円橋です。地目は田で地積は981㎡です。

譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業にも従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れもないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

3番案件の所在地は石井の宿内です。地目は畑で地積は39㎡です。

譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、家庭菜園を行うためで、契約の内容は贈与による所有権移転です。現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条許可要件ですが、譲受人は農業経験が無く、家庭菜園による自家消費のために野菜を栽培し、かつ、面積が1,000㎡未満の申請となりますので、事前に営農計画書を提出していただき、担当地区委員に内容を確認していただいたところ、営農計画に問題は無いことを確認いただきました。また、営農計画書通りの栽培がおこなわれれば、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れもないと考えます。

以上のことから、許可要件に該当しているものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1～2番 三芳野地区 高橋委員

3番 勝呂地区 野口委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件については、変則的な土地ということもあり、譲渡人が難儀していたところ、今回の譲受人が引き受けてくれる形となりました。譲受人は法人として

も多くの土地を耕作されており、小委員会では問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 2番案件の譲渡人はご自身で農業は行わないため、管理について考えていたところ、今回の譲受人が引き受けてくれる形となりました。譲受人の法人の従業員数は現在20名ほどおり、他の管理している農地も含めて問題なく耕作が可能と考えています。

小委員会では、問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 3番案件の譲受人については自宅が申請地の隣地になります。現在は電気店に勤務しており、休日に農業を行っています。今回の農地とは別に、譲渡人が所有している5a程度の畑で農業を何十年と行ってきたため、農業には精通していると考えています。譲渡人については体調が思わしくなく、農業ができない状態であり、夫婦で県外に引っ越す予定のため、所有している農地を整理したいと思っていましたようです。譲渡人・譲受人は親族であり、今までは農地の権利取得の下限面積条件により行えなかったが、可能になったため今回の申請に至ったとのこと。

小委員会では、問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第41号については許可と決定します。

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は中小坂の新田です。地目は畑で地積は330㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は資材置場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は石井の勝呂です。地目は畑で地積は41㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は住宅用通路で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については住宅敷地と一体の宅内処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 中里委員
2番 勝呂地区 野口委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は現在申請地の北側を資材置場として利用しておりますが、その土地を返却する必要があるため、今回の申請を行うことになりました。周囲が農地で囲まれており、自動車等の出入りが行えないことから、返却する北側の土地を通り、今回の申請地に入出入りを行うそうです。
小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件は、譲渡人は長年教職に就いており、数年前に退職され、農業を行っています。譲受人は実家の敷地を分筆し、自宅を建築する予定です。その際、接道等を調査したところ、道ではなく一部が農地であることがわかり、転用し、道としないことには住宅が建てられないことがわかりました。近隣の農地は不耕作地などで影響を与える農地はないと考えます。
小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第42号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第42号は、許可相当と決定します。

議案第43号 農用地利用集積計画について

議長 議案第43号 農用地利用集積計画について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

11月分の農用地利用権設定申出は、更新は41件、122筆で、面積は106,907.46㎡です。新規の一般分は46件、116筆で、面積は102,978㎡、新規の農地中間管理事業分は2件、2筆で、面積は1,524㎡です。

合意解約は、一般分のみで12件、26筆、22,751㎡です。

令和5年12月1日設定後の利用集積面積の算出に際しては、今回新規設定した農地中間管理事業分の契約始期が令和6年2月1日のため今回は算入せず、また、今月が終期ですが更新せずに終了する面積が54,891.10㎡あるため、合計3,306,052.79㎡となります。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第43号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第43号については、原案のとおり決定します。

議案第44号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長 議案第44号 農用地利用集積等促進計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】
内容は、議案第43号の農用地利用集積計画で農地中間管理事業分として設定申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画を設定するものです。面積につきましては、合計1,524㎡で、契約の始期は令和6年2月1日です。詳細については、資料のとおりです。この内容につきまして、坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いするものです。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第44号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第44号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第14号 専決処分の報告について

議 長 報告第14号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第14号ですが、10月の専決処分は、農地法第3条の3の届出4件、農地法第5条の農地転用届出11件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第11回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年11月27日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員